令和2年7月29日 開会 令和2年7月29日 閉会

令和2年7月(第1回)

宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
事務局職員出席者	2
開 会	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第7号から第10号までについて	5
報告第3号から第5号までについて	9
閉 会	5
署 名	6

令和2年7月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会会議録

令和2年7月29日(水曜日)

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第7号から第10号までについて(上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決) 議案第7号 物品購入の件(救助工作車(Ⅲ型)1台) 議案第8号 物品購入の件(30m級先端屈折式はしご付消防自動車1台)
 - 議案第9号 物品購入の件(小型動力ポンプ付水槽車(Ⅱ型)1台)
- 議案第10号 物品購入の件(水槽付消防ポンプ自動車(I-B型)1台) 第4 報告第3号から第5号までについて(上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決)
- 報告第3号 専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例(令和2年条例第4号))
 - 報告第4号 専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に 関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和2年条例第5号))
 - 報告第5号 専決処分を報告し、承認を求める件(令和2年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第1回))

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

岩村 君 良秀君 1番 誠 2番 奥 3番 水津 治 君 4番 猶 克実君 長谷川 耕 二 君 5番 6番 藤 井 岳 志 君 7番 山下則芳君 8番 吉 永 美 子 君 志賀光法君 9番

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

久保田 后 子 君 副 管 剛二君 管 者 理 理 者 藤 田 査 委 員 本 隆 夫 君 会 計 管 理 者 古 谷 栄 識 君 床 消防局消防長 石 部 隆 君 消 防 局 次 長 内 田 貢 君 消防局総務課長弓立宏二 防 局 参 事 橋 本 俊 昭 君 君 消

事務局職員出席者

消防局総務課副課長 藤 井 信 輔 君 消防局総務課主任 今 田 将 嗣 君

○志賀議長 皆さん、おはようございます。予定より少し早いですが、全員そろいましたので、ただいまから令和2年7月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会を開催したいと思いますが、開会に先立ち、6月25日付人事異動に伴い、会計管理者から挨拶をしたい旨の申し出がありますのでこれを許します。

(会計管理者から挨拶があった)

○志賀議長 以上で、挨拶は終わりました。

また、執行部より、消防局におけるコロナ対策及び緊急消防援助隊の活動報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

○石部消防長 それでは、議会の前にお時間をいただいて、2点ほど皆様に御報告を申し上げます。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症に係る本消防局の対応についてということでござ います。私どもの業務で感染症と大きく関係するのが救急業務です。この対応につきましては、 まず、指令センターで119番通報を受ける際に全ての事案において、発熱、家族を含めた1 か月以内の渡航、県外への外出、外国人や県外居住者との接触、症状の継続日数や呼吸器の症 状などの聴取をしております。ここで聴取した情報は、出場する救急隊へ細かく情報提供をい たしまして、適切な応急処置と救急隊への感染防止につなげているところでございます。次に 救急隊につきましては、傷病者の症状などにかかわらず全ての救急事案に対して感染防護衣、 サージカルマスク、プラスチック手袋、ゴーグル、これらを着用し出動しています。また、消 防指令センターで発熱などの症状を聴取した救急事案、また、現場到着時にこれらの症状を確 認したときは、マスクを高性能でウイルスを通しにくいN95マスクに変えて装着をしていま す。健康福祉センターの依頼により、新型コロナウイルス感染症陽性者または、感染症の疑い のある場合の搬送につきましては、つなぎ型の感染防護衣であるタイベック、N95マスク、 プラスチック手袋、ゴーグル、シューズカバーを装着して、さらに感染防止用カバーで養生を した救急車で出動をしています。なお、3月以降、この装備で出場した救急件数は5件でござ います。次に感染症対策の資機材の備蓄状況についてでございます。最初の段階から感染防護 衣また手袋、マスクこういったものの数量がそれぞれ備蓄数に違いはございますが、価格の高 騰や納期の遅延などがある中で業者と調整をしながら、活動に支障のないように在庫確保に努 めているところでございます。次に、施設の対策につきましては、各庁舎とも玄関に来庁者用 の注意喚起文を張り出したり、マスクの着用をお願いしたり、また、玄関へ手指消毒液を設置 しています。窓口と打ち合わせ用のデスクに透明のビニールシートでパーテーションを施し、 飛沫感染防止を行っているところでございます。また、各種の会議、講習につきましては、中 止または会場の換気や参加人員の制限など対策を講じた上で実施をしているところでございま す。したがいまして、本日の臨時会におきましても感染防止の観点から通常の席の配置を少し 変えさせていただき、また、執行部の人数も最小限に減員をしているというところでございま す。

それでは、次に2点目の令和2年7月豪雨災害につきまして、本消防局から緊急消防援助隊 山口県大隊として職員を熊本県へ派遣をしましたので、その概要について報告いたします。お 手元のほうに、令和2年7月豪雨熊本県南部豪雨緊急消防援助隊の派遣概要ということで、A 4縦の両面で資料を準備しております。これにつきまして、まず、7月3日金曜日から熊本県 を中心に九州地方、中部地方これら日本各地で発生した集中豪雨により、熊本におきましては 球磨川の氾濫など甚大な被害が発生しました。これを受けまして、7月4日土曜日、緊急消防 援助隊として福岡県大隊、宮崎県大隊が熊本県へ出動し、山口県大隊は、7月6日月曜日、消 防庁長官からの指示により熊本県へ出動しました。山口県大隊の派遣期間は、7月6日月曜日 から7月14日火曜日までの9日間で、本消防局からの派遣小隊は、救助小隊1隊、救急小隊 1隊、後方支援小隊2隊の計4隊12名を4次隊まで派遣しております。また、派遣した車両 は救助工作車、救急車、人員輸送車、資機材搬送車となっております。なお、山口県大隊とい たしましては、県内の全12消防本部から32隊112人が出動し、7月11日土曜日に19 隊62人へ減隊をしております。本消防局は、下関市消防局21名に次ぐ12名を派遣し、山 口県大隊減隊後も同様の隊員を派遣しています。活動概要につきましては、7月5日日曜日の 18時30分に消防庁長官から緊急消防援助隊の出動準備依頼を受け、直ちに出動態勢を整え ました。翌7月6日月曜日8時に消防庁長官からの出動の指示を受け、さきほど申し上げた4 隊12名が小野田消防署を出発し、山口県大隊と合流をいたしまして14時50分に八代広域 行政事務組合消防本部に到着をいたしました。この日の活動といたしましては、八代市の球磨 川沿いの坂本中学校に出動し、一時避難した住民を安全な八代総合体育館へ人員輸送車等によ り移送する活動を行っています。7月7日火曜日には、八代市坂本葉木地区の安否確認のでき ていない2軒の住民の捜索に出向、心肺停止の要救助者1名を発見し、救急車により八代警察 署へ搬送しています。翌7月8日水曜日は、八代市鎌瀬地区の孤立した約100人の安否確認、 同地区の自力避難が困難な住民を八代総合体育館へ搬送する任務に当たり、救急小隊は、八代 広域行政事務組合消防本部にて、ヘリ搬送患者を引き継ぎ、病院への救急搬送の任務に当たり ました。7月9日木曜日は、下関指揮隊が八代広域行政事務組合消防本部へ情報収集のために 出向し、他隊は待機。なお、この日は、2次隊が出発し、1次隊と交代しています。18時に は消防庁長官から緊急消防援助隊の部隊移動の指示があり、出動場所が八代市から球磨郡球磨 村へ変更になりました。7月10日金曜日から7月14日火曜日の間は、球磨郡球磨村で重機 等による土砂除去作業、行方不明者等の検索活動に当たりました。7月11日土曜日に山口県 大隊は減隊、宿営地も熊本県消防学校からグランメッセ熊本へ変更しましたが本消防局は、3 次隊として引き続き、12名を派遣しています。その後、7月13日月曜日には、4次隊12 名を派遣し、3次隊と交代。また、同日には、安倍首相が熊本県入りし、現場視察を行ってい ます。7月14日火曜日、消防庁長官からの緊急消防援助隊の引揚げ決定通知を受け、13時 45分にグランメッセ熊本で山口県大隊の解隊式を行い、14時に現地を出発し、18時50 分に小野田消防署において本消防局緊急消防援助隊解隊式を行ったところでございます。派遣 した隊員につきましては、ストレスチェックと健康状態の確認を行い、全員心身ともに良好で

○志賀議長 以上で、報告は終わりました。

これより、令和2年7月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

- ○志賀議長 この際、事務局から諸般の報告をさせます。
- ○藤井書記長 事務局から報告いたします。本日の出席議員数は9名でございます。

次に、本臨時会の付議事件について申し上げます。本日付をもちまして、管理者から、物品購入の件(救助工作車(Ⅲ型)1台)の外6件の議案等の提出がありました。

次に、管理者の議会に対する報告について申し上げます。 7月9日付をもちまして、お手元に 配布のとおり、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分の報告といたしまして、組合の義 務に属する損害賠償に係る件についての報告が1件ありました。

以上で、報告を終わります。

○志賀議長 以上で、諸般の報告は終わりました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○**志賀議長** 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則 第78条の規定により、議長において、藤井岳志議員、山下則芳議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○志賀議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日29日の1日のみといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○志賀議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

日程第3 議案第7号から第10号までについて

○志賀議長 次に日程第3議案第7号から第10号までを一括議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。

○久保田管理者 皆様おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案の提案理由を説明いたします。議案第7号から議案第10号までについてですが、すべて物品購入であり、消防車両の更新を行うものです。購入の目的につきましては、いずれも管内の消防力の充実強化を図るものです。また、契約方法は、宇部市及び山陽小野田市、競争入札参加資格者名簿の消防車両を取り扱っている登録業者のうち入札対応可能な3つの業者に

よる条件付一般競争入札を実施しています。それでは、議案ごとに説明いたします。

まず、議案第7号救助工作車(Ⅲ型)1台を購入する件についてです。これは平成13年度に購入し、18年経過をした車両の更新で宇部中央消防署に配備するものです。これは緊急防災減災事業債を活用して行うものです。購入金額は1億5,675万円を予定しており、入札の結果、落札業者である藤村ポンプ株式会社と仮契約を締結しています。購入物品の規格については、国が定める補助金交付に関する要綱及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に定める規格でございます。

次に、議案第8号30メートル級先端屈折式はしご付消防自動車1台を購入する件についてです。これは、平成13年度に購入し、18年経過した車両の更新で小野田消防署に配備をするものです。緊急防災減災事業債を活用して行うものです。購入金額は、2億2,528万円を予定しており、入札の結果、落札業者である藤村ポンプ株式会社と仮契約を締結しています。購入物品の規格については、国が定める補助金交付に関する要綱に定める規格です。

次に、議案第9号小型動力ポンプ付水槽車(II型)1台を購入する件についてです。これは、平成9年度に購入し、22年経過した車両の更新で小野田消防署に配備するものです。令和2年度石油貯蔵施設立地対策等補助事業を活用して行うものです。購入金額は5,478万円を予定しており、入札の結果、落札業者である藤村ポンプ株式会社と仮契約を締結しています。購入物品の規格については、国が定める補助金交付に関する要綱に定める規格です。

次に、議案第10号水槽付消防ポンプ自動車(I-B型)1台を購入する件についてです。これは、平成15年度に購入し、16年経過した車両の更新で山陽消防署埴生出張所に配備するものです。令和2年度石油貯蔵施設立地対策等補助事業を活用して行うものです。購入金額は4,730万円を予定しており、入札の結果、落札業者である有限会社藤中ポンプ店と仮契約を締結しています。購入物品の規格については、国が定める補助金交付に関する要綱に定める規格です。説明は、以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○志賀議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案第7号から第10号までを一括議題とします。質疑はありませんか。藤井議員。

- ○藤井議員 よろしくお願いします。一括議題ということで議案第7号から議案第10号までについて質疑したいと思います。この落札業者が4件の物品購入中、3件が藤村ポンプ株式会社で1件が有限会社藤中ポンプということで落札業者に偏りがあるように見えるが、ちょっとその点が気になります。落札率をお答えください。
- ○石部消防長 藤井議員の質問にお答えいたします。4台の落札率についてのお尋ねでございます。まず、議案第7号救助工作車(Ⅲ型)は、藤村ポンプ株式会社の落札でございます。落札率は99.9%、続きまして、議案第8号30メートル級先端屈折式はしご付消防自動車の落札率99.9%、続きまして、議案第9号小型動力ポンプ付水槽車(Ⅱ型)の落札率99.6%、議案第10号水槽付消防ポンプ自動車(I-B型)については、落札業者は有限会社藤中ポンプ店で落札率99.31%となっています。以上でございます。

- **○藤井議員** わかりました。例えば、議案第7号であれば、1億5,675万円というおよその 購入金額というのは、どの時点でどこが決定しているものなのでしょうか。お答えください。
- **○石部消防長** 予定価格の設定につきましては、まず、入札参加業者3社以外でも特殊車両の見積もりが可能な業者から調査という形で、見積もりを徴収し、価格を設定しております。以上です。
- ○藤井議員 最後ですが、最初に気になるということで指摘をしたところですが、ちょっと落札業者が偏っている。そして、購入金額も偏りがあるように見えるのですが、これは、財産の取得処分に関しては、特に問題ないとお考えでしょうか。
- ○石部消防長 今回の予定価格の設定。それから落札の金額につきましては、適正な事務処理を 行っておりますので特に問題はないと考えております。以上です。
- ○岩村議員 よろしくお願いします。今の質問に関連するような形になるかもしれませんが、最初に管理者から該当するのが3つの業者というふうに言われましたが、それぞれ何社応募されたのかをお尋ねしたいということと、もう1つそれぞれに契約の方法のところで条件付一般競争入札というのが書いてありますが、この条件付というのが、こんなものという形で説明ができるものであればそれでもよろしいですし、それぞれ具体的にこういうものだというものがあれば、どちらかわかりやすいほうで説明していただければと思います。お願いいたします。
- ○石部消防長 ここで条件つきと申しておりますのは、まず、消防車両を艤装し、納入できる業者であることが、まず1点目。これが一番大きなところと思います。消防の車両につきましては緊急のときにでも速やかに稼働ができる。常に稼働ができるような状況を確保するという点から、県内または管内に営業所があり、対応ができる体制をきちんと取っていることが非常に大きい要素にもなろうかと思います。以上でございます。
- ○岩村議員 応募は何社ありますか。
- ○石部消防長 今回の入札に参加をした業者につきましては、3社になっております。さきほど落札で紹介のありました藤村ポンプ株式会社、有限会社藤中ポンプ店。それからハツタ山口以上の3社でございます。以上です。
- ○岩村議員 わかりました。以上です。
- 〇山下議員 関連の質問になると思いますが、先ほど久保田管理者から説明があったときに購入 予定金額はいくらですという説明がありましたけれど、金額が全く一緒でしたが、これは、落 札率が100%ということではないのかという質問。それと購入金額がありましたけれど、4 件とも入札において最低価格と最高価格はどのぐらいの開きがあったのか。よろしくお願いい たします。
- ○石部消防長 まず、先ほどの管理者から説明の中の購入金額というふうに紹介をさせていただきました。予定価格とは別の数字でございます。それでは、議案第7号救助工作車(Ⅲ型)につきまして、最高価格が1億7,490万円、落札価格が1億5,675万円、藤村ポンプ株式会社で落札率99.9%。議案第8号30メートル級先端屈折式はしご付消防自動車の最高価格2億7,280万円、落札価格2億2,528万円、藤村ポンプ株式会社で落札率99.9%、

議案第9号小型動力ポンプ付水槽車(II型)の最高価格6,347万円、落札価格5,478万円、藤村ポンプ株式会社で落札率99.6%。議案第10号水槽付消防ポンプ自動車の最高価格4,829万円、落札価格4,730万円、有限会社藤中ポンプ店で落札率99.31%でございます。

- 〇山下議員 ありがとうございました。最初に久保田管理者の発言で同じ金額ではないかと言いましたが、私の聞き間違いでした。大変申し訳ありません。お詫び申し上げます。以上で質問を終わります。
- ○志賀議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀議長 ないようであります。これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。まず、議案第7号物品購入の件(救助工作車(Ⅲ型) 1台)を議題とします。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号物品購入の件(30メートル級先端屈折式はしご付消防自動車1台)を議題とします。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第8号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**志賀議長** 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号物品購入の件(小型動力ポンプ付水槽車(Ⅱ型)1台)を議題とします。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号物品購入の件(水槽付消防ポンプ自動車(I-B型)1台)を議題とします。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第4 報告第3号から第5号までについて

- ○**志賀議長** 次に日程第4報告第3号から第5号までを一括議題といたします。 本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。
- ○久保田管理者 報告第3号から第5号までにつきまして、条例改正及び補正予算について、議会を招集することが困難であったため、地方自治法第179条第1項の規定によって、管理者の専決処分としましたので地方自治法第179条第3項の規定によって、これを報告し、承認を求めるものです。

まず、報告第3号専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和2年条例第4号))についてです。本消防組合職員の給与は、宇部市の制度に倣っており、このたび、宇部市において、条例改正が行われましたのでそれに倣い改正するものです。内容については、臨時的任用職員について、扶養手当、住居手当管理職手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当の規定は適用しないことを追加したほか、所要の整備を行うものです。なお、施行日は令和2年4月1日です。

次に、報告第4号専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和2年条例第5号))についてです。本消防組合職員の給与の減額措置は、宇部市の制度に倣っており、このたび、宇部市において、条例改正が行われましたのでこれに倣い改正するものです。内容については、給料月額の減額措置について、その期間を1年間延長するとともに職務の級3級4級の減額については廃止するものです。なお、施行日は令和2年4月1日です。

次に、報告第5号専決処分を報告し、承認を求める件(令和2年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第1回))についてです。このたびの補正は、宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正及び令和2年4月1日付採用職員が1人減少したことに伴うものです。補正予算書1ページ、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ852万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,533万7,000円とするものです。歳出については8ページのとおり総務費を1万8,000円、消防費を850万6,000円減額するものです。その内訳は9ページのとおり総務費については負担金補助及び交付金を減額し、消防費については給料、職員手当等、共済費をそれぞれ減額するものです。歳入については6ページのとおり分担金を842万円、負担金を10万4,000円減額するものです。その内訳は7ページのとおり、分担金については、宇部市分担金、山陽小

野田市分担金をそれぞれ減額し、負担金については職員派遣給与費負担金を減額するものです。 なお、参考として10ページに給与費明細書を添付しております。説明は、以上です。どうぞよ ろしくお願いいたします。

- ○**志賀議長** 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。報告第3号から第5号までを一括議題とします。質疑はありません
 - これより質疑に入ります。報告第3号から第5号までを一括議題とします。質疑はありませんか。藤井議員。
- ○藤井議員 はい。では、報告第3号の内容について新旧対照表が資料として示されています。 その第13条の2の(2)で市営住宅使用料そして、新たにここに市有土地の使用料というも のが含まれるのですが、これについて詳細をお答えください。
- **○石部消防長** ここで、控除できるものとして市営住宅使用料、それから市有土地の使用料というふうに記載がございます。これにつきましては、消防庁舎の敷地に消防職員が駐車をする。 これについての駐車料というようなことでございます。以上です。
- ○藤井議員 消防職員が敷地内に自家用車を駐車する場合の使用料ということなのですが、これは、駐車場の使用料を徴収する予定があるという想定のもとでの条例改正なのでしょうか。
- ○石部消防長 お答えいたします。本消防組合つきましては、構成市である宇部市、山陽小野田市がございます。今回、それぞれの庁舎、それから敷地でございますので、現段階で山陽小野田市の財産につきまして無償貸与されている部分もございますので、その徴収について、今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。
- ○藤井議員 徴収については、今後検討されていくということで、この条例が改正され次第というわけではなくて、今後、検討して職員が通勤に使っている自家用車を停める場所の駐車場使用料を給料から控除できるように今後していくということなのでしょうか。お答えください。
- ○石部消防長 今回の報告につきましては、市有土地の使用料の控除ができるということでございますけれど、今後、徴収に向けて検討をしてまいりたいということでございます。以上です。
- ○藤井議員 では、最後に1点、ほとんどの職員が車で通勤をして来る必要があると思いますが その駐車場使用料を徴収することを想定した条例というのは、なぜ、必要なのでしょうか。お 答えください。
- **〇石部消防長** 今の藤井議員さんの御質問ですけど、当然、車での通勤。それ以外の通勤もございますけど、それについての応分の負担というものについて徴収をすることができるという条例でございますので、それについて検討していきたいということでございます。
- 〇山下議員 今、藤井議員が質問をしましたので、私も駐車場については、質問をしたかったので取るか取らないかということを今から検討するということで、決まったわけではないということでよろしいですよね。はい。うなずくだけで結構です。

それで、今回の専決処分について、私も議員になって短いものですから理解をしていなくて申 し訳ないですけど、専決処分が多いですが、専決処分をする決まり、臨時議会を開く暇がないと かその辺を明確に教えていただきたい。それと例えば、第1回の一般会計補正予算が専決処分と いうのは、ちょっと、私の感覚からするとありえないなと。やはり、臨時会を開くべきだと思い ますけどいかがでしょうか。

- ○石部消防長 まず、第1回補正予算についての専決処分は、ないのではないかというお尋ねでございました。これにつきましては、消防組合の当初予算は2月の定例会で決裁をいただき、了承もいただいて決まるものですけど、その後、両構成市におきまして3月議会という形になろうかと思います。その承認の目付につきましても、おおよそ3月の25日、26日というような、後半になると。そこで初めて成立をしますので、それから4月1日までの間ということになりますと、ここでの臨時議会の招集というのは、困難であるということから専決処分というような手続を踏ませていただいているということでございます。今回の3件につきましてはそれぞれ2月から3月で時間的に短い中で臨時議会を招集することは不可能だという判断でございます。以上です。
- **〇山下議員** これは、議長と打合せをした中で困難という結論ということでよろしいですか。それとも消防局で判断をされたということでしょうか。
- ○石部消防長 このことにつきましては、時期的なものについては、いろいろあるかと思いますけど、議会の議長さん、また、内部で検討して議長さんにも報告してという形で御理解をいただいているというふうに判断をしております。以上です。
- ○**猶議員** 確認ですが、今の市有土地の使用料の件ですが、通勤で車を使用する職員から駐車料 を徴収するということですか。
- ○石部消防長 各職員が車両によって通勤をし、それを市有地に駐車をするという場合に使用料を徴収するということだと思います。これは、消防局であれ、また、消防署であれ同じような考え方で徴収について検討するということでございます。以上です。
- ○猶議員 言い方が、ずばり通勤の車の使用料を取るためのものですね。通常、消防署から救急 隊が出動するわけです。例えば、雪の日、雨の日、台風の日、この人たちが通常、自転車とか バスとか歩いて出勤されてた場合に業務に差し支えがありませんか。
- ○石部消防長 お答えいたします。先ほども申し上げましたけれど確かに立地条件等から車での 通勤ということについては、多いというふうに認識をしています。ただ、やはり、公の土地を 利用するという点から使用料として対価を支払うということについては、妥当だというふうに は考えています。以上です。
- ○猶議員 確かに公の土地を使うということであれば、誰であれ区別なく、同じように平等に徴収するという考え方はあるとは思いますが、勤務のために必要条件、歩いてきても良いですよと誰かに便乗して来てください。バスで来てください。それで業務が成り立つのならば、皆が平等に市の土地を使って、一般のお客さんと一緒だと。それとも、例えば、現場の救急隊員と毎日、総務で来ている人と全然、立場が違いますよね。緊急性の。今ならスマートフォンなんかを見ると会社までルートで約55分とか出ます。車だと10分です。それを有料にするということは、駐車場に置くという職員の業務は、置くということが必要とされていないと別に車で来なくても大丈夫ですよということと一緒だと思うのです。市役所もこの条例が出たときに反対をしたのですが、もっともらしく皆から平等にお金を取るというのは、もっともらしいの

ですけれども、民間であるうちの会社と比べたら従業員が会社の敷地に車を置いたときに駐車料を取るということは聞いたことがないです。取っている会社を知りません。仕事以外で緊急以外で、例えば置いているとか、そういうのは確かにいけませんし、これ市営住宅に入っている人がいたら、この駐車場はやっぱりほかの市の職員以外の人と公平に駐車料を払うべきだと思うし、ただ、救急ということに関しては、車で来てもらうことが条件であれば、車で来なくても良いですよというのが本当に成り立つのかどうか。これは検討すると言われたのですが、これは、取ることができるという条例ですよね。それで、検討すると言われたのですけれども実際どういうふうに、今、私の話を聞かれてどう思われます。

- ○石部消防長 猶議員の質問にお答えいたします。消防職員の勤務状態ということで、いわゆる 救急ということでございますけれど、隔日勤務、8時30分を境に交代をするということで、 常に出動する隊員は出勤している状況でございます。そして、自宅からすぐ来なさいというこ とではございません。また、そういう場合にあっても必要な装備、車両、そういったものは各 消防署に来なければ、必ず全てを持って帰っているわけではございません。現在の勤務体制と いたしましては、8時30分を交代の時間にして、少し早めに来て、きちんと交代をして24 時間体制で対応ができる状況を常に作っているということでございますので、それが通勤の時 間等については、直接的な関係はないのではないかというふうに考えています。以上です。
- ○猶議員 直接な関係はないということであれば、ほとんどの人が車で来られているということなのでしょうね。車で来ることを別の方法に変えたりすることができるはずですが、今、どれぐらいの人が車で、何%ぐらいの人が車で通勤されていますか。
- **〇内田次長** ただいまの猶議員の自家用車で通勤をしている職員の割合ということだと思いますけれども、ここに詳しい数値を持ち合わせておりません。ただ、ほどんどの職員が自家用車で通勤をしているのは、確かでございます。以上でございます。
- ○猶議員 ということは、業務には、おそらく駐車料金を取る必要はないということだと、同じ車で来るのであれば、言い換えれば、これは、駐車場分の給料の減額ですよね。今までどおり車で来て、駐車料金がかかるわけだから給料の減額と一緒です。ということですね。駐車料金で引かれると。
- ○石部消防長 猶議員の御質問にお答えいたします。給料の減額ということではなくて、今の車に乗らないような生活ということも当然、大事なのですけれども今の現状といたしましては、これは、サラリーマンの必要経費だというふうに我々は通常の今でも実際に使用料を支払っております。ただ、それが、民間の駐車場であったりということで、そういう通勤の手段を選択をし、応分の対価だというふうに考えておりますので給料の減額ではないと思います。以上でございます。
- ○猶議員 それも民間で言えば、従業員の駐車場は、自分の会社で確保してあげているのです。 働く人のそれは必要経費ですからね。宇部市の場合は、車で来ている人もいるけど、民間の駐車場に置いて通勤をしている人と市の土地を使って通勤をしている人と2種類あって、民間の駐車場に置いている人は駐車場代金がかかっているから不公平ではないかと、そういう考え方

もあるわけですけど、その人たちの駐車場も市が確保しなければいけないのではないでしょうかね。民間の駐車場だったとしても。民間の会社だったら従業員の駐車場を確保してますよ。だけど、宇部市の場合は、民間の駐車場に置いている人と市の敷地に置いている人と差が付くから、それでは、両方とも取ろうという発想だと思うのですが、やはり、そこは、私はおかしいのではないかと思っています。それは、これ以上聞いてもしょうがないですけど、駐車料金はいくらですか。最後にそれだけお聞きします。

- ○石部消防長 今、猶議員が御質問されたのは、宇部市の土地に置く場合の駐車場代ということだと思います。車両の場合は、月額800円というふうに聞き取りをしております。以上でございます。
- ○藤井議員 一括議題ということでしたので、報告第4号と報告第5号についても質疑をしたいと思います。報告第4号は給料の減額というもので、これは1年、さらに延ばし3級から4級の減額を、今回削除するという内容でした。ただ、引き続き5級から6級までが100分の1.2、7級が100分の2.2、8級が100分の2.9ということで引き続き給料の減額をしていくという専決処分でした。この給料を減額する理由というのを明確にお答えください。
- ○石部消防長 藤井議員の御質問にお答えいたします。この給料の減額の件につきましては、宇部・山陽小野田消防組合の最初の立ち上げの段階から両構成市において、宇部市の決定に倣うというふうになってございます。したがいまして、我々といたしましても今回の報告第3号、報告第4号につきましては、宇部市のこれに倣ってということで認識をしております。以上です。
- ○藤井議員 はい。宇部市の条例に倣うというのが確認されたので引き続き、それを準用するという形を取り続けているということなのですけれども、他の地方公共団体の条例に倣わなければならないという取り決め、確認があったのでしょうか。それとも、倣うことができるという取り決めなのでしょうか。お答えください。
- ○内田次長 ただいまの藤井議員の質問にお答えいたします。本消防組合は、宇部市と山陽小野田市の消防事務を共同処理するという目的で、平成23年11月30日に設立をされております。この消防広域化のための協議ということで法定協議会を開催をして、その協議の中でいるんな内容のことを専門の方、当然、構成市の部長さん以上、それから議員の方も入っていただいて協議をしていただきました。その協議の中で各種の規定については、消防単独の例えば、火災予防条例とか、そういったものを除いて全て宇部市の規定に倣うということで決定をしておりますので、今回、宇部市の条例改正が行われましたので本消防組合条例も改正するということでございます。以上でございます。
- ○藤井議員 すべて宇部市の条例に倣うという決定があるので、それにしたがっているということでした。ただ、地方自治法上、ここがどうなのかという疑問はあります。

次ですが、今、新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、例えば、災害で緊急消防援助 隊で派遣された隊員さんがいらっしゃいます。そして、宇部・山陽小野田消防組合管内に残って 通常より、少ない人数で職務に当たられている職員さんもいる。こういった大変な業務の中で給 料を減額するというのは、消防組合として明確な理由がないといけないと思いますが、お答えください。

- ○石部消防長 藤井議員の御質問にお答えいたします。あくまで、重ねて申し上げるようになりますけど、先ほども申し上げましたように両構成市の間で、広域化の議論の中で決まっている内容でございます。それについて、確かに緊急消防援助隊等に出動して非常に厳しい勤務ということで御理解をいただいて、大変ありがたいですけど、それも含めて、この決まりと、そういう制度について承知をしているというところでございます。以上でございます。
- ○岩村議員 確認をさせてください。補正予算書の10ページの最後のところに令和2年度の新規採用者一人減というふうにありますが、これは、もともと予定していた人数に届かなかったのか。一人採用決定をしていた方が辞退されたのか。そこを確認させてください。お願いします。
- ○石部消防長 岩村議員の御質問にお答えいたします。今、一人減ということにつきましては、 当初予定をし、合格通知をした上で他へ行かれたということで、それから、補うことは時間的 に困難でございましたので1名減ということでございます。
- **〇岩村議員** ありがとうございました。
- ○志賀議長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀議長 ないようであります。これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。まず、報告第3号専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和2年条例第4号))を議題とします。討論はありませんか。藤井議員。

- ○藤井議員 報告第3号について反対の立場で討論をいたします。猶議員からも詳細な質疑がされました。その中でわかったこともありました。やはり、職員の方のほとんどが車で通勤をされているということで、車で通勤をする方から駐車場使用料を徴収するということは、そのまま給与の控除ということにもなりますし、福利厚生という面からもすべきではないと思いますので、その点を指摘し、反対の立場で討論を終わります。以上です。
- ○志賀議長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。報告第3号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀議長 起立多数であります。よって、報告第3号は承認することと決しました。

次に、報告第4号専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和2年条例第5号))を議題とします。討論はありませんか。

- ○藤井議員 報告第4号について反対の立場で討論をいたします。質疑で明らかになりました減額ではなく、やはり、適切な給料を支払い、それに見合った仕事をしていただくということが改めて重要ではないかと思います。特に市民の命に関わる重要かつ危険な業務に当たられている消防職員の給料減額をするというものは、すべきではないと考えますので反対の立場で討論を終わります。以上です。
- ○志賀議長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。報告第4号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○**志賀議長** 起立多数であります。よって、報告第4号は承認することに決しました。 次に、報告第5号専決処分を報告し、承認を求める件(令和2年度宇部・山陽小野田消防組 合一般会計補正予算(第1回))を議題とします。討論はありませんか。
- ○藤井議員 報告第5号について反対の立場で討論をいたします。これも補正予算ですが、給料カットに伴う減が含まれているということで、この報告第4号に関わると、前提になっているということで反対の立場を表明し、討論を終わります。以上です。
- ○志賀議長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。報告第5号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○**志賀議長** 起立多数であります。よって、報告第5号は承認することに決しました。
- ○志賀議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和2年7月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会臨時会を閉会いたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年7月29日

議 長 志 賀 光 法

署名議員 藤井岳志

署名議員 山 下 則 芳